

「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シート（早期給付）

令和6年4月1日時点で、学校に在籍しており、高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科修学支援金の支給対象である生徒ですか？

はい

いいえ

該当しません。(休学している場合は学校へ問い合わせください)

令和6年4月1日時点で、生活保護受給世帯であって「生業扶助(高等学校等就学費)」を受給していますか？

はい

いいえ

保護者等全員の令和5年度「道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額」が非課税の世帯ですか？

はい

いいえ

早期給付は該当しません。但し7月1日時点で支給要件に該当すれば別に通常給付分に申請可能です。

通信制又は高等学校等専攻科の高校生等はいいますか？

はい

いいえ

高校生等(本人及び高校に通う兄弟姉妹)以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満で扶養されている兄弟姉妹がいますか？(特別支援学校高等部に在籍する兄弟姉妹も含む)
※兄弟姉妹の年齢は、令和6年4月1日現在で判断してください。

はい

いいえ

生徒本人以外、複数の高校生等(1~4年生の兄弟姉妹)がいますか？

はい

いいえ

ケース ①

◆生活保護受給(生業扶助(高等学校等就学費))世帯です。

年額32,300円の1/4(8,075円)が支給されます。

⇒裏面「ケース①」の提出書類参照

ケース ②

◆「非課税世帯」です。
通信制の高等学校等または高等学校等専攻科(専攻科)の生徒は年額50,500円の1/4(12,625円)が支給されます。

また、通信制高等学校等または高等学校等専攻科以外の生徒もいる場合は、その生徒には143,700円の1/4(35,925円)が支給されます。

⇒裏面「ケース②」の提出書類参照

ケース ③

◆「非課税世帯」(第2子の単価)です。
第2子以降の年額143,700円の1/4(35,925円)が支給されます。

⇒裏面「ケース③」の提出書類参照

現在、全日制に在学の兄弟姉妹が過去3回(定時制・通信制に在学の兄弟姉妹が過去4回)「奨学のための給付金」の給付を受けましたか？
(注:下記の注意事項を必ず参照)

はい

いいえ

ケース ④

◆「非課税世帯」です。
高校生のうち1人目の場合は、年額122,100円の1/4(30,525円)が支給され、2人目以降の場合は年額143,700円の1/4(35,925円)が支給されます。

⇒裏面「ケース④」の提出書類参照

ケース ⑤

◆「非課税世帯」(第1子の単価)です。
年額122,100円の1/4(30,525円)が支給されます。

⇒裏面「ケース⑤」の提出書類参照

<注意事項>

● 給付金は、1人につき年1回、全日制で通算3回(定時制・通信制の場合は通算4回、高等学校等専攻科が2回)が給付上限回数です。

上限に達した兄弟姉妹は対象外となりますが、高校生等(本人)は、第2子以降での受給ができます。(ケース③該当)

また、学び直し支援金(過去に退学歴のある生徒が対象の制度)の受給対象者となる者はこの回数に加えて最大で2回まで受給することができます。

裏面もご確認ください

○提出書類について（早期給付）

表面のケースに応じて、必要書類が異なります。該当するケースを確認の上、必要書類を提出してください。

「令和5年度(非)課税証明書」は、保護者等全員分が必要であり、たとえ控除対象配偶者でも省略できません。

（奨学のための給付金の支給対象でない場合は、提出する書類はありません。）

ケース①(提出書類):生活保護受給世帯

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・令和6年4月1日現在、生活保護（生業扶助の高等学校等就学費）を受給していることが確認できる書類（生業扶助受給証明書など）
- ・令和6年4月1日現在の在学証明書

ケース②（提出書類）：生徒が通信制又は専攻科に在籍する場合

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
 - ・口座振替依頼書
 - ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
 - ・全保護者等の「令和5年度(非)課税証明書」
 - ・令和6年4月1日現在の在学証明書
 - ・個人対象要件証明書（専攻科在籍の生徒のみ）
- 【生徒以外に15歳以上23歳未満に扶養している兄弟姉妹がいる場合は上記書類のほか次の書類が必要です】
- ・扶養誓約書

ケース③（提出書類）：非課税世帯（第2子以降単価）

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・全保護者等の「令和5年度(非)課税証明書」
- ・扶養誓約書【対象生徒以外に15歳以上23歳未満に扶養している兄弟姉妹】
- ・令和6年4月1日現在の在学証明書

ケース④（提出書類）：対象生徒本人以外に高校生等を扶養している世帯

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・全保護者等の「令和5年度(非)課税証明書」
- ・扶養誓約書【対象生徒以外に15歳以上23歳未満に扶養している兄弟姉妹がいる場合】
※高校生等が複数いる場合、各生徒分の申請書を提出する必要があります。
- ・令和6年4月1日現在の在学証明書

ケース⑤（提出書類）：非課税世帯（第1子単価）

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・全保護者等の「令和5年度(非)課税証明書」
- ・令和6年4月1日現在の在学証明書

○注意事項

早期給付の申請は、(非)課税証明書等のみとなります。(個人番号(マイナンバー)での申請は不可)